

公述人	公述の意見内容	市の考え方
1	<p>高神東町の公述人1でございます。10分以内ということでありまして、多少早口になってしまいましたが、ご了承ください。</p> <p>3市から発生するごみを処理するための施設設置に伴う都市計画ごみ焼却場の変更について意見を述べます。</p> <p>銚子市は3市から発生する一般廃棄物の適切処理及び資源化のために、大規模な広域ごみ処理施設を野尻町地先に建設するとして、ごみ焼却場の変更を行うというものです。しかし、私はこれから述べる大別して5つの理由により3市から発生するごみを処理するための施設設置に伴う都市計画ごみ焼却場の変更については反対をいたします。</p> <p>・まず第一に、家庭から出るごみ処理は、地方自治体の固有の仕事であり、各自自治体はごみ処理を市民の協力のもと、円滑に行う責務を負っており、地球温暖化防止のための取り組みも強く求められております。</p> <p>したがって、ごみ処理にあたる地方自治体は、安定したごみ処理を行える施設の維持に努めるとともに、ごみの分別収集に徹底して取り組み、ごみの資源化、減量化を図ることが求められております。</p> <p>このような視点に立って、銚子市のごみ行政をどう進めていくのかを考えると、私はあとで詳しく述べますが、3市から発生したごみを一カ所に集中し処理するやり方、そして、熔融炉方式で何でも燃やして、ごみ量を増やすというやり方に結びつく、広域ごみ処理施設計画は、地球温暖化を防止し、循環型社会の形成を促進する手法としては問題があると考えます。</p>	<p>・平成24年度に東総地区広域市町村圏事務組合（以下、組合という。）が、「東総地区広域ごみ焼却施設建設計画検討委員会（以下、検討委員会という。）」を設置し、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、基本計画という。）」、「ごみ処理施設整備基本構想（以下、基本構想という。）」などを策定すると共に、焼却施設処理方式の選定を実施しました。</p> <p>平成24年度に策定した基本計画では、国から示されている循環型社会形成推進に向けた方針に則り、ごみの減量化や資源化、施設整備の方針などをまとめています。</p> <p>具体的には、計画目標年度における減量化や資源化等の目標値を設定し、それを達成するための方策として、3R施策（発生抑制：リデュース、再利用：リユース、再生利用：リサイクル）を促進するため、住民や事業者などへの啓発や情報提供、環境教育などの施策を定めています。</p> <p>また、基本構想では、ごみ焼却施設（熱回収施設）、マテリアルリサイクル施設（資源化施設）、最終処分場を3市で整備する計画をまとめています。</p>

<p>ごみ処理は、各自治体で行い、ごみの減量化と資源化に取り組むことこそ、循環型社会の形成を真に推進する手法であると考えます。</p> <p>次に、3市から発生するごみを1カ所のごみ処理施設で処理するやり方は、これから述べる4つの理由から、決して効率的で、経済性に有効とは考えられないし、環境への影響も無視できないと考えます。</p> <p>・一つ、技術が向上し、キログラム当たりの発生量が減ったとしても、大量にごみを燃やし、大量に排ガスを出す大型炉であれば、それだけダイオキシン発生総量が多くなり、安全だとは言い切れないということでありませす。</p> <p>高温で燃やすから、ダイオキシンは発生しないといいますが、排ガスを冷却する過程で生成されてしまうことから、完全に発生を防ぐことはできないと指摘されております。むしろ、高温で処理することによって、水銀等の重金属類が気化し、煙突から環境中に排出される危険性が指摘されております。その他にも、高温焼却により、ぜんそく等、呼吸器疾患の原因となる窒素酸化物や地球温暖化を促進する二酸化炭素の排出量も増加することが指摘されていることも述べておきます。</p>	<p>・ダイオキシン類の排出抑制対策として、連続燃焼や高温焼却などの方法が国から示されていますが、小規模なごみ焼却施設ではこれらの対策の実施が難しいことから、ダイオキシン類排出量の法規制値は、施設の単位時間当たりの処理能力に応じて定められています。具体的には、1時間当たりの処理能力が4トン以上では0.1ng-TEQ/Nm³、2トン以上～4トン未満では1ng-TEQ/Nm³、2トン未満では5ng-TEQ/Nm³というように、施設規模が大きいほど、より厳しい法規制値となっております。</p> <p>本事業では、1時間当たりの処理能力が4トン以上となり、ダイオキシン類の法規制値は一番厳しい0.1ng-TEQ/Nm³となり、3市に小規模な施設を設置する場合より、総排出量は少なくできると見込んでおります。</p> <p>また、ダイオキシン類が排ガスの冷却過程で再合成される件については、焼却時に高温で完全燃焼することで再合成される量を抑制することができ、再合成された場合でも、排ガス処理工程のろ過式集じん機(バグフィルター)で除去することにより法規制値を遵守することが可能です。</p> <p>水銀については、焼却時に気化しますが、排ガス処理時に冷却され、再度、固体となるのでろ過式集じん機で捕集できるため、環境中に排出されることはありません。</p> <p>その他の汚染物質についても、国が定める排出基準に対し十分に小さい値を自主基準値としており、環境への影響はほとんど発生させない計画として</p>
---	---

	<p>・二つ目は、東日本大震災の際の教訓から、災害や事故などへの対応を考える時に、むしろ、各自治体のごみ処理施設を設置し、リスクの分散と相互の応援体制の確立をはかることこそ重要であると考え、今回の計画はごみ処理の安定処理に逆行するものと考えます。</p> <p>・三つ目は、施設の規模が大型となるとともに、処理方式に熔融方式を採用したことによって、プラスチック類のリサイクルをやめて燃やしてしまうなど、何でも燃やしてごみ量を増やすというやり方に結びつき、地球温暖化を防止し、循環型社会を形成するためのごみの減量化と、資源化への取組みが消極的になってしまうのではないかと危惧を持ちます。</p> <p>何よりも、これまで市民の協力で進めてきたプラスチックごみの回収をやめて、熱処理するということが、これまでのごみ処理のあり方を否定し、環境汚染を作りだすなど、とんでもないことであります。</p>	<p>います。</p> <p>これまでの3市のごみ焼却施設では発電ができないため、二酸化炭素を排出するだけでしたが、今回の計画では施設の大型化に伴い、サーマルリサイクルによる発電が可能となったことから、二酸化炭素は排出しますが、間接的には電力会社での発電量を抑制し、発電所における二酸化炭素の排出量を削減することが見込まれます。</p> <p>・ごみ焼却施設は、衛生的な市民生活を送る上で必要不可欠な重要施設であり、十分な耐震設計が施される予定です。</p> <p>実際に、東日本大震災の際に建設中で竣工直前だった岩手県の施設や、熊本地震の直前に竣工した熊本県の施設は、ほとんど被害がなく、災害ごみを受け入れて処理しており、広域化することでリスクが高まる心配はないと考えます。</p> <p>・平成24年度に策定した基本計画では、国から示されている循環型社会形成推進に向けた方針に則り、ごみの減量化や資源化、施設整備の方針などをまとめています。</p> <p>具体的には、計画目標年度における減量化や資源化等の目標値を設定し、それを達成するための方策として、3R施策（発生抑制：リデュース、再利用：リユース、再生利用：リサイクル）を促進するため、住民や事業者などへの啓発や情報提供、環境教育などの施策を定めています。</p> <p>ごみ焼却施設で処理するごみは、ごみの減量化・資源化に取り組んだうえで、最終的に資源化することができないごみだけです。</p> <p>ただし、現在、3市で分別収集し、リサイクルされているプラスチック製</p>
--	--	---

	<p>・四つ目、野尻町への広域ごみ処理施設設置に伴い、これまで銚子市で必要のなかった中継施設が設置されることになり、このための施設建設費と維持管理費が増大することになるということです。</p> <p>都市計画ごみ焼却場の変更について、反対する理由の第3は、広域ごみ処理施設の処理方式に製鉄用の溶鉱炉技術を応用した熔融炉方式、いわゆる</p>	<p>容器包装については、収集・リサイクル費用が高額であり、また、実際にリサイクルされている状況としては、22%はプラスチック製品にマテリアルリサイクルされ、35%は焼却して化学的に分解し、炭素を取り出して利用するケミカルリサイクルが行われています。しかし、残りの43%は汚れなどによりリサイクル出来ないため焼却されており、ケミカルリサイクル分と合わせると78%が焼却されていることから、本事業では、プラスチック製容器包装と可燃ごみを一緒に収集し、焼却することによるサーマルリサイクル(発電)を行う計画としました。</p> <p>分別収集とリサイクル方法の見直しにより、収集・リサイクル費用の削減が期待できると共に、収集運搬や再生施設への搬送時の運搬車両からの温室効果ガス(CO₂)の削減が図られます。</p> <p>・銚子市は、東側に人口が多く、住民が家庭のごみを広域ごみ焼却施設の計画地である野尻町まで運ぶことは、現状と比較し、非常に不便になることから、住民サービスの面から中継施設は必要と考えます。</p> <p>また、中継施設を設置する場合の費用対効果を検討した結果、中継施設を設置せずに直接広域ごみ焼却施設に収集運搬するより、既存施設を中継施設として利用するほうが収集車両台数を大幅に減らせることなどから、経済的であるとの結果となりました。</p> <p>さらには、収集車両台数を減らすことで、運搬車両からの温室効果ガス(CO₂)の削減が図られます。</p>
--	--	--

<p>るシャフト方式を採用したことによる経済性や技術的な安定性などに次のような理由により疑問を持つものであります。</p> <p>5点について、端的に述べます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一つ、大型溶融炉方式は、建設費は従来の焼却方式よりも高く、コークス、都市ガスを燃焼するための費用が余計にかかるなど、維持管理費も高額になるということでもあります。 ・二つ、寿命も従来型のストーカ方式では、30～35年の実績がありますが、溶融炉方式はその半分とも指摘されております。 ・三つ、溶融炉方式で何でも溶かしてしまうことから、プラスチック類のリサイクルをやめて燃やしてしまい、ごみの減量化に逆行してしまいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、ごみ焼却施設（資源化施設含む）と最終処分場を同時に整備する計画であることから、検討委員会において、平成24年度にごみ焼却施設と最終処分場の整備・運営に係る総事業費を比較した結果、従来の焼却方式（ストーカ炉）よりシャフト炉式ガス化溶融炉の方が最終処分場の規模を大幅に小さくできることから経済的であるとの結論が示されました。 なお、ごみ焼却施設については、施設の建設と20年間の運営を合わせて契約する公設民営（DBO）方式で実施することにより、維持管理費は平準化が図られます。また、広域化後の中間処理及び最終処分に係る維持管理費は、現在、3市が要している費用より安くなることが見込まれます。 ・一般にごみ焼却施設は、処理方式にかかわらず、その機能を一定期間維持するためには、計画的な維持管理、補修工事等が必要となることから、本事業でもこれらを十分に行っていく計画です。なお、本事業では、施設の運営期間は20年で計画していますが、事業者に対しては、30年間使用できる施設とすることを条件として示す予定です。 ・現在、3市で分別収集し、リサイクルされているプラスチック製容器包装については、収集・リサイクル費用が高額であり、また、実際にリサイクルされている状況としては、22%はプラスチック製品にマテリアルリサイクルされ、35%は焼却して化学的に分解し、炭素を取り出して利用するケミカルリサイクルが行われています。しかし、残りの43%は汚れなどによりリサイ
--	---

	<p>・四つ、ごみと一緒にコークスなどの助燃材を必要とし、地球温暖化を促進する二酸化炭素の排出量も増加します。</p> <p>・五つ、各市で事故が多発しており、この方式は技術としては、いまだ未完とも指摘されております。</p> <p>・都市計画ごみ焼却場の変更について、反対する理由の第4は、広域ごみ焼却施設建設計画検討委員会の答申での方式採用の理由に疑問を持っていることであります。委員会の答申では、シャフト方式もストーカ方式も甲乙つけがたいと述べてつ、施設を整備する地域は河口、河川を有し、海岸漂着ごみ、流木ごみなど、特殊なごみの発生、また、水分、塩分を多く含む多様なごみの処理が考えられることから、地域特殊性に応じたこれらの多種多様なごみに、柔軟に対応できる処理方式が求められるということ</p>	<p>クル出来ないため焼却されており、ケミカルリサイクル分と合わせると78%が焼却されていることから、本事業では、プラスチック製容器包装と可燃ごみを一緒に収集し、焼却することによるサーマルリサイクル（発電）を行う計画としました。</p> <p>分別収集とリサイクル方法の見直しにより、収集・リサイクル費用の削減が期待できると共に、収集運搬や再生施設への搬送時の運搬車両からの温室効果ガス（CO₂）の削減が図られます。</p> <p>・高温で焼却するためにコークスは必要であり、排ガス量は増えることとなりますが、サーマルリサイクルによる発電ができることから、間接的には電力会社での発電量を抑制し、二酸化炭素の排出量を削減することが見込まれます。</p> <p>・施設の安定性、安全性等については、各処理方式についてメーカーから過去の施設故障などの事例とその対策についての説明を受け、検討委員会で評価しており、安全性などについては問題がないと判断しております。</p> <p>・検討委員会は、学識経験者、3市の環境審議会の委員、3市の環境担当課長、野尻町地区広域ごみ焼却施設建設計画対策協議会の会員の代表で構成されています。</p> <p>処理方式の選定に当たっては、各メーカーから提供された資料や説明などに基づき、検討委員会で公平・公正に検討した結果、地域性なども考慮し、シャフト炉式ガス化溶融炉を選定しています。</p> <p>漂着ごみの処理は、「海岸漂着物処理推進法」において、市町村は、海岸</p>
--	---	--

と、埋め立てる最終処分場を可能な限り低減する必要があることから、シャフト方式が妥当だと結論に至ったというものであります。

しかしながら、台風などによる海岸漂着ごみ、流木ごみなど、特殊なごみの発生は、一年間に処理するごみ総量のほんのわずかな量であり、この処理に適しているかなどの根拠は、あまりにも無理な主張であります。

実は、台風などによる海岸漂着ごみ、流木ごみなど、特殊なごみの発生によるごみ量については、市役所の担当課では毎年のごみ量を把握しておらず、平成 23 年度だけが 4,000 m³だったそうであります。これらのごみの処理は銚子市ではなく、千葉県の仕事であることも考慮しますと、なぜシャフト方式なのかという疑問はさらに広がります。

シャフト方式を採用するというもう一つ理由である、埋め立てる最終処分場を可能な限り低減する必要があるとの理由も疑問であります。平成 25 年 10 月に銚子市議会議員団がシャフト方式を採用した日光市のクリーンセンターを視察しました。このとき、シャフト炉のメリット、デメリットについて説明されました。その内容は最終処分場がある地区で、熔融施設いわゆるシャフト方式を採用すると、焼却灰の最終処分費よりも割高になることが多いため、最終処分場がある地区では、ガス化熔融の採用自体がデメリットになることがあり、中間処理施設だけでなく焼却残さの最終処理、スラグの資源化、セメント原料化、埋め立てる処分まで含めてトータル的に計算して、機種選定することが重要だということであります。

このような指摘について、十分に検討されたとは言えず、シャフト方式が採用されたということも問題があると考えます。

・最後の理由ですが、第五は何よりも処理方式の選定にあたって、地元の

漂着物等の処理に関し、必要に応じ海岸管理者等に協力しなければならないと規定されており、3 市の海岸等に漂着するごみについては、ごみ焼却施設での処理が必要になると見込んでいます。

漂着ごみについては、流竹木、海藻などの自然物、ペットボトル、食品容器などの生活系ごみ、漁網、ブイなどの漁業関連物など多種多様な物が年間を通して漂着しており、海岸機能の低下、漁業への影響等の被害が生じています。なお、これらのごみについては、少量のため、地域の住民やボランティアの方が収集し、ごみ集積所へ出したり、処理施設へ直接持ち込んでいるものと思われます。

台風等による漂着ごみについては、銚子市では平成 23 年度 20,000 m³ (4,000 トン)、平成 25 年度 700 m³、平成 27 年度 6,150 m³と隔年ではあるが、大量に発生している状況です。

また、平成 27 年 9 月に北関東を襲った豪雨により大量のごみが利根川上流から漂着するなど、利根川最下流に位置する本地域の特殊性も無視できないものであります。

銚子市は、観光地であると共に日本有数の漁港を有していることから、漂着ごみの処理が早急に実施できる体制を構築することが必要と考えます。

日光市は、最終処分場がすでにある地区のため、最終処分場の建設費を含めず、運営費（処分費）のみを比較し、シャフト方式が割高との意見になったと思われます。本事業では、ごみ焼却施設と最終処分場を同時に整備することから、それぞれの施設の建設費と運営費の合計金額について比較検討を実施し、最終処分量を少なくできるシャフト方式の方が優位との結果となりました。

	<p>市長が、銚子市の市長が、ストーカ方式を主張し、市長会いわゆる首長会での論議で意見が分かれ、3市の首長の完全な合意に基づかないで、シャフト方式に首長会で決定したことが、近隣の自治体が共同で行う事業としては問題であると考えます。</p> <p>そもそも、東総地区広域市町村圏組合の組合規約には、首長会の規定が無く、別に制定されている東総地区広域市町村圏首長会規約にも、市長村圏内に関する諸問題について、連絡、調整を図るとの目的が規定されているだけで、決定する根拠は規定されておりません。</p> <p>この首長会で、しかも完全な一致を見ないまま、時間が無いからと、処理方式の選定が決定されるということには、疑問を持たざるを得ません。逆に組合規約に規定されている議会には決定したことを報告するだけというやり方も問題であります。</p> <p>以上、3市から発生するごみを処理するための施設設置に伴う、都市計画ごみ焼却場の変更について、反対の理由を大別して5点申し上げ、私の公述を終わります。</p>	<p>・検討委員会から「シャフト方式が妥当である」との答申をいただき、その後、組合議会や首長会で十分に協議した上で、最終的な組合の決定としたものです。</p>
2	<p>私は昭和48年から36年間、銚子市に奉職し、清掃行政に10年以上携わりました。その経験から新たなごみ焼却場の建設について、意見を申し述べたいと思います。</p> <p>まず、ごみ焼却炉の形式の選定についてであります。先に市の方へ提出しました要約書を読まさせていただきます。</p> <p>・焼却炉の方式は、シャフト式ガス化溶融炉となっておりますが、東京都などでもストーカ炉が多く採用されています。最終処分地のことを考えると焼却量に対し焼却灰等はストーカ炉で概ね14%、シャフト炉は7%と排出</p>	<p>・本事業は、ごみ焼却施設（資源化施設含む）と最終処分場を同時に整備する計画であることから、検討委員会において、平成24年度にごみ焼却施設と最終処分場の整備・運営に係る総事業費を比較した結果、従来の焼却方式（ストーカ炉）よりシャフト炉式ガス化溶融炉の方が最終処分場の規模を大幅に小さくできることから経済的であるとの結論が示されました。</p> <p>なお、ごみ焼却施設については、施設の建設と20年間の運営を合わせて契約する公設民営（DBO）方式で実施することにより、維持管理費は平準化が図られます。また、広域化後の中間処理及び最終処分に係る維持管理費</p>

<p>量は少ないというメリットがあります。しかし、一般的に建設コスト及び維持管理費等は、ストーカ炉の方が安価であると言われています。更に、平成 25 年 10 月 1 日付け千葉日報でも報道された、「焼却灰の熔融固化」によるスラグを利用せず埋め立て処分している現状があります。お金をかけて熔融しても、埋立てではメリットが少ないと思われます。また、ごみ焼却にあたり助燃剤として高炉メーカーからコークスを定期的に購入する必要があります。今後 3 市の人口減が予測される中、またリサイクル率が進みごみ排出量が益々少なくなる中、コークスの購入の割合がますます増加していきます。維持管理費が見通せない状況の中で、市民負担の増大が懸念されます。</p> <p>以上のことからシャフト炉の方式決定において、ストーカ炉の方式等と建設費、20 年間におよぶ運転維持管理費等をメーカー及びコンサルタントからの話を聞き方式を決定しているようではありますが、第三者機関よくセカンドオピニオンといいますが、その意見を聞く必要があると思われます。なお、セカンドオピニオンとはよりよい決断をするために、当事者以外の専門的な知識を持った第三者に求める意見または意見を求める行為のこのことです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、熱回収として、発電を計画していますが、蒸気を水に戻すため大量の冷却水が必要と思われます。しかし、野尻の高台では困難と思われます。なお、この水についての記載は、計画書にはありませんので、ご検討願います。 ・また、地元の対策協議会の説明で資料 4 というものがありましたが、そのハード事業のなかで水力発電という記載がありました。野尻において、 	<p>は、現在、3 市が要している費用より安くなることが見込まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スラグを再利用せずに埋立処分している件への対応としては、当該事業を発注する際にスラグの再利用を事業者に義務付けることで防止できると考えています。 ・コークスは焼却するごみ量に対して一定量が必要となることから、焼却するごみ量が減少すればコークスの使用量も減少します。 ・平成 24 年度に「東総地区広域ごみ焼却施設建設計画検討委員会（以下、検討委員会という。）」を設置し、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」「ごみ処理施設整備基本構想」などを策定すると共に、焼却施設処理方式の選定を実施しました。 <p>検討委員会は、学識経験者、3 市の環境審議会の委員、3 市の環境担当課長、野尻町地区広域ごみ焼却施設建設計画対策協議会の会員の代表で構成されます。</p> <p>処理方式の選定に当たっては、各メーカーから提供された資料や説明などに基づき、検討委員会で公平・公正に検討した結果、地域性なども考慮し、シャフト炉式ガス化熔融炉を選定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電に利用された蒸気は熱交換（冷却）され、水に戻り、循環利用されることから大量の水は必要ありません。 ・地元対策協議会に示した資料 4 は、地元貢献策を話し合うために各町内の要望を取り纏めたものであり、施設の建設とは関係がないものです。
---	---

<p>水力発電というのはということなのか不明でした。</p> <p>・次に、マテリアル資源化施設についてであります。私が在職中にもリサイクルプラザという構想がありました。検討した結果、民間に委託した方が総合的に判断してよいという決定をしまして、リサイクルプラザを建設せずに今日に至っています。</p> <p>それでは銚子市に提出しました要約書を読まさせていただきます。</p> <p>銚子市では、ガラスビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装を現在、民間に委託しています。本計画では、民間委託をしているリサイクル処理を自治体が新たに施設建設し、公設民営で行う計画であります。</p> <p>国は、民間で出来るものは民間に移そうとの方針であることから時代に逆行しているのではないかと思います。</p> <p>現在行っている民間委託をすることで、補助金がいただけるとは申せ、新たな施設を多額の税金を注ぎ込んで建設する必要はなく、維持管理費も必要なくなり財政負担が軽くなります。既に、民間委託での実績もあることから民間委託した場合と直営（建設費と20年間におよぶ運転維持管理費等）で行った場合とを比較検討し決定されたものでしょうか。民間委託の方が安価で処理できるとのことは周知の事実と思われまます。</p> <p>民間委託を続けることで、多額の税金を使わずスリムでコンパクトな施設建設により市民負担を少なくするべきと思われまます。以上、意見を申し述べまます。</p>	<p>なお、ここで示された水力発電は、小川等の水量が少ない場所で発電ができる小水力発電を地元の一町内が提案したものです。</p> <p>・当時、銚子市でリサイクルプラザの建設計画はありましたが、法令改正に伴い、建設予定地への施設の建設が困難となったことから事業が中止となりました。そのため、方針を転換し、民間委託することとなったものです。</p> <p>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、市町村はごみ（一般廃棄物）の総括的な処理責任を負うことが規定されていることから、本事業では、ごみ焼却施設と併せて資源化施設（マテリアルリサイクル推進施設）を整備する計画としています。</p> <p>計画に当たっては、資源化施設を整備し20年間運転管理した場合の事業費と民間委託した場合の事業費を比較した結果、組合としての負担は、民間委託した場合よりも安価になることから、市民の負担を少しでも軽減するため施設整備する方針を決定しました。</p>
---	--

<p>3</p>	<p>公聴会の公述の機会を与えていただきありがとうございます。私は三軒町に住んでいる公述人3でございます。本日、3点をしたためました原稿に基づいてお話しさせていただきます。2点目はその内容を遡及したものです。3点目は公聴会に対する私の個人的な見解を一言議長席の方へお伝えいたします。なお、事前の資料の配布は禁止ということでございますので、終了後、開催の当事者と傍聴人の希望者には私が部数に限りがありますがお渡しいたします。それでは、10月17日に公述申出書をお届けいたしました。その原稿を読まさせていただきます。タイトル「東総地区広域ごみ処理施設建設事業公述申出書」ごみ処理施設建設は、市民生活上、衛生福祉、産業政策等の都市運営・経営面から必要です。しかし本題を東総地域の将来をみると、銚子市は下記の点から検討が十分された都市計画上の縦覧資料ではありませんでした。</p> <p>・一つ、銚子市野尻町の48,000㎡が3市の中で、最善、最高、最適地、好立地、経済的効率から合理的判断が銚子市民に説明が不十分、且つ民意を反映されていないと思慮します。</p>	<p>※市の考え方の記載内容については、公述内容の後段の補足説明も踏まえてまとめています。</p> <p>・本事業の計画地は、3市からごみ焼却施設の建設が可能な候補地を2箇所ずつ挙げ、その6箇所について、法規制やごみの収集運搬効率など様々な条件の比較評価を行い、平成21年度に組合が野尻町地区を計画地に決定した。この調査結果については、平成22年3月に組合が発行する広報紙で3市の市民に公表しています。</p> <p>また、それ以降、毎年3月に発行する組合の広報紙で事業経過を公表しており、これらについては、組合のホームページにも掲載しております。</p> <p>なお、計画地の地元である野尻町地区（野尻町ほか15町内）には、ごみ焼却施設の建設計画について話し合うための協議会を平成24年度に設置し、毎年、定期的（年間5～6回程度）に会議を実施し、事業の進捗状況等</p>
----------	--	--

<p>二つ目、銚子市人口は予想以上に減少傾向にあり、近々35,000人も視野に入れた都市運営が必須経営の課題であります。特に3市の人口、産業構造、歴史的環境は似て異なる地域です。</p> <p>・三つ目、自然環境、住民生活環境、銚子の産業推進発展の細部にわたり研究、検討がなされず、老朽化施設の更新から「ガス化溶融炉法」に代表される機種選定は、候補地選定も含めた情報開示が欠けております。</p> <p>四つ目、「ごみ」は生活、産業上必然的に発生しますが、ごみは「出さず」「出たら分別」「出る分は金銭プラスとマイナスに変質する」という3Dと3Rの更なる資源化と責任を個人・企業が持つことです。</p>	<p>について説明しています。</p> <p>・ごみ焼却施設の規模については、3市の人口推計や地域ごとのごみの排出実態等を十分に考慮し、建設時のみではなく将来的にも住民の負担が最小となるよう適正な施設規模とします。</p> <p>・平成24年度に「東総地区広域ごみ焼却施設建設計画検討委員会（以下、検討委員会という。）」を設置し、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」、「ごみ処理施設整備基本構想」などを策定すると共に、焼却施設処理方式の選定を実施しました。</p> <p>検討委員会は、学識経験者、3市の環境審議会の委員、3市の環境担当課長、野尻町地区広域ごみ焼却施設建設計画対策協議会の会員の代表で構成されています。</p> <p>処理方式の選定に当たっては、各メーカーから提供された資料や説明などに基づき、検討委員会で公平・公正に検討した結果、地域性なども考慮し、シャフト炉式ガス化溶融炉を選定しています。</p> <p>なお、検討委員会の会議概要や答申内容は、組合のホームページに掲載しています。</p> <p>・平成24年度に策定した基本計画では、国から示されている循環型社会形成推進に向けた方針に則り、ごみの減量化や資源化、施設整備の方針などをまとめています。</p> <p>具体的には、計画目標年度における減量化や資源化等の目標値を設定し、それを達成するための方策として、3R施策（発生抑制：リデュース、再利用：リユース、再生利用：リサイクル）を促進するため、住民や事業者など</p>
--	---

	<p>・五つ目、本題に欠けている「最終埋立処分地」が切り離されています。4の負の最終物質（残渣や水量など）を検討・協議されて本題が先行されるべきです。3市等の合意形成がなされないまま進行すると、将来、課題を抱えると危惧します。</p> <p>・六つ目、公共事業は日米構造協議の「政府調達に関する協定」を遵守して、入札等に絡む透明性を明らかにすることです。政府調達の公共事業体は即イコールではございませんが、この事項は公共事業の不透明さが、この政府調達に関する協定のクレーム委員会で俎上している事実があります。</p> <p>・七つ目、都市計画の理念から、ごみ減量や環境教育を市民、産業界に徹底してから建設することを求めます。</p> <p>これらが市へ提出した文章でございます。このことに補足いたしますと私の本日の主張とすれば、「問題があるなら事業中止も選択肢」ということ</p>	<p>への啓発や情報提供、環境教育などの施策を定めています。</p> <p>現在、分別収集の見直し等について検討すると共に、住民等に対してごみの減量化、資源化などへの協力を広報で周知するなど、啓発事業を実施しています。</p> <p>・今回の都市計画案の概要の縦覧における対象施設は、ごみ焼却施設であるが、3市合意のもと、現在並行して最終処分場の整備計画を進めており、その計画地は銚子市森戸町地先としています。</p> <p>・WTO政府調達協定が適用される地方政府の機関は、都道府県及び指定都市とされていることから、当事業は該当しませんが、ごみ焼却施設の建設・運営事業の契約手続きについては、環境省が策定した「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」において、価格に加え、性能・機能や技術力を評価できる総合評価落札方式での実施が推奨されていることから、当該事業については、この方式で実施することで透明性を確保してまいります。</p> <p>・広域処理へ移行する際に、分別ルールの一部が変更になる予定であることから、今後、ごみの減量化や資源化について説明会を実施するなど、啓発活動を実施していく予定です。</p>
--	--	---

<p>を主張します。</p> <p>・公述の縦覧をしましたが、本題の建設事業に係る基本の公共財産、民意、文化的生活の理念が伝わってきません。客観的で公正な情報または資料の公開、提供、可能な限り広い範囲の関係者と市民の参加が求められます。大変透明性に欠けております。</p> <p>今回、銚子市民として、公述申出書の先ほどの7点を補足する基本的な考えを更に強調しますと、なぜ森戸地区なのか、経過説明、情報公開がありません。都市経営からごみ問題は避けて通れません。</p> <p>例として下記を申し述べます。</p> <p>原発を作ることは一般には反対地域が多く、さらに放射性物質、最終処分地も当然反対です。全国には13か所の原発地域があり、全て海沿いの景勝地のような地域です。しかし、戦後、次々と各地で紆余曲折ながら原発を受け入れましたが、1976年頃、山口県の豊北町、現在の下関市、矢玉漁協は漁民中心で原発をストップさせました。政党や政治的対抗の反対結果ではない庶民と魚を守る漁師の良識でした。原発設置を受け入れる地域は電力という国策のエネルギー政策を大局的に寛容した市民の判断と見られがちです。ごみ問題は逆に原発のようなリスクは少ないとか、ごみ公害は技術革新のため、昔より公害の少ない意識変化があります。さらにごみを即埋立てしない点、焼却灰などのリスクも少ないと考えます。環境の汚染や生命の危険は軽減されてきています。原発と放射性物質埋立てと生活廃棄物からのごみを比較する愚かな公述とみられるでしょう。そこに落とし穴があります。</p> <p>東日本大震災時、銚子市民も節電協力をしました。また、省エネに企業と家庭は熱心になりました。現在、震災復興協力として、電力料金を毎月</p>	<p>・都市計画法第14条に沿って今回の案の概要縦覧では、計画書、理由書、総括図、計画図を縦覧し、第一の目的である位置や区域の確認していただいております。今後、都市計画法第17条第1項による法定縦覧を行う予定です。</p> <p>その際には、環境影響評価手続きで作成する準備書も同時に縦覧を行う予定です。準備書には、計画地周辺における現況調査の結果や、その結果に基づき環境への影響を予測、評価した内容と共に、環境影響を縮減するための保全対策がまとめられています。</p>
--	---

払っております。さらに自然エネルギーの太陽光や風力に賛同しています。電力問題には我々市民は、大きな関心と寛容な態度と、電気がなければ生活と商売もできないと納得し、その電力コストを支払います。しかし、ごみ問題には無関心ではないでしょうか。日々の生活から発生する可燃物、生ごみ、資源ごみ、不燃物に購入したごみ袋というコストを支払いながらも当然と思っているでしょう。その最大の根幹は消費文明という快適な生活を享受する社会のシステムに組み入れられているからと推察します。カードで物を買う便利さと同様に、ごみのコスト支払いをごみ袋代金でごみ問題は終結しているという風に考えています。ごみは出せば出すほど、お金を使う金食い虫と再認識する時代です。つまり、原発の設置反対、放射性物質最終処分地反対を遠い地域の問題と思いがちです。主義主張の差から原発の賛否はあります。ごみは原発と違うリスクと思ったとき、立ち止まる勇気が必要です。原発は海沿いにありますが、ごみ処理施設や最終処分地にしても高低差のある山、丘、穴のある地域です。なぜ、野尻森戸地区なのか再度市民は考える必要があります。この地域に決まる過程が示されていません。他市や他の町が押し付けたのでしょうか。銚子市が誘致したのでしょうか。時系列と共に経過をほとんどの市民は知りません。

具体的に申せば、民意を反映させるために年月ごとに進み具合、内容を丁寧に伝え、報告しておりません。この地域の住民は承知して納得するでしょうか。私は同地域に住んでおりませんが、臭い物にふたをする行政の指導は民意を反映していないと思います。この付近を銚子市の軽井沢、天皇の御用邸的那須と思えば、簡単に認められません。農村と漁村、農家と漁師の健全な調和を図りつつ、適正な制限のもと、土地を合理的に利用する基本理念が本筋です。銚子ひとり一日あたり 1336g のごみ排出量は県内

ワースト1です。資源ごみの回収率の低さ、一人当たりの処理費の高さが目立ちます。人口減少と産業構造の変化、基幹産業の農水産業の特性、他市と一緒にごみ処理を大型処理施設で解決する手法は前近代的です。地域に合った処理方法があるはずですが、市はごみ情報の提供、環境教育、排出量抑制に努めるとしてはいますが、広域化という美名により、市自身が責任回避していると思えます。環境基本法の循環社会の形成は幼児から高齢者までの教育が求められており、ごみについてもその教育がなされているか問われます。民意を為政者に伝える場が公聴会です。公共性の高いごみ処理施設建設は当然と考える3市が、銚子市や野尻住民と都市計画を共有しているか、再度考えてみる場が本日の公聴会と思います。文化的生活という基本を3市が共有されているのか疑問です。急ぐ建設の処理施設を公共性という名を借りた疑似、公共的な施設づくりと思われれます。

他市の市民の民意がなぜ野尻地区なのでしょう。銚子市民は平等に公共財産を守る健康で文化的な生活をする権利があります。例えば、住居、農作業、交通路など生活、仕事を保障する責務は銚子市にあります。当然、今回の施設づくりから起因する基本的人権を他の町も保障することになります。昨年、利根川上流の常総市水害時、莫大なごみが流されてきました。最近漁港には人体遺棄物が流されてきました。今度は丘に大量のごみが到来します。

銚子は江戸時代から放蕩息子が勘当されてくるなど遠方の島流しの意味合いもありました。他市のごみを受け入れる終末処理場ではありません。

健康な文化的な生活の願いを求め、野尻、森戸地区の決定経緯の一部始終の情報公開を求めます。市民が同意の上、本題が着工されることです。

「本公聴会が機能するならば、問題があるならば事業を取りやめるというのが正しい態度であります。」以上、私の意見でございます。

事務局に対して、一言苦言を申しますと、公述申出書の締切は10月17日月曜日が正解でございます。金曜日となっております。その辺のご注意を。それと公述意見の要旨のホームページ掲載は事前に公述人から要旨の確認と了解を得てください。それから、他市から聞く市民の意見では、「もう銚子に決まっておる。」というような意見があることを申し添えて、私の公述人の意見とさせていただきます。